

5. 福島県：相双農林事務所

(1) 聞き取り調査対象者のプロフィール

A氏：50代。普及指導員としてのキャリアは21年。相双農林事務所には在勤6年目（発災当時も当地に勤務）。専門は野菜特産。震災当時は園芸産地振興担当。現在は地域農業（集落営農の推進）を担当。農業振興普及部地域農業推進課主査。

B氏：30代。キャリア7年。発災当時はいわき農林事務所に勤務。いわきで復興を担当。2013年4月から相双農林事務所。相双に来てからは主に南相馬市の稲作再開を担当していた。今年4月からは新たに相馬市の沿岸部で法人化、集落営農を担当。農業振興普及部地域農業推進課主査。

C氏：40代。キャリア17年。畜産担当。90年に県に採用され、その時から原町（当地、現相双農林事務所）に勤務。当地以外では郡山（現県中家畜保健衛生所）に4年、双葉に5年。2010年に当地から双葉に転勤し震災に遭遇。双葉が警戒区域になってしまったため、その後また当地勤務となる。自宅が浪江町で夫が酪農を経営していた。地域の畜産農家とのつながりが強く、その苦境を目の当たりにしてつらかった。現在農業振興普及部経営支援課主査。

(2) 聞き取り調査の概要

①大震災という異常時における迅速な情報収集の重要性と収集の進め方

・震災発生日、最初にやったのは職員の安否確認。携帯電話などで可能な限り連絡した。非番の職員は訪問した。庁舎内にいた者は駐車場に集まって待機した後、上司の判断で16時ごろ帰宅させた。残って情報収集に当たっていた者もいた。翌日からは市町村や農協から被害状況を聴き取り、現地にも出向いた。

・携帯電話番号の分かる農家には手分けして電話をかけ、安否や所在を確認。農家も安心し、連絡は重要だと思った。固定電話は使えなかった。聴き取った内容を一覧表にし、所内で情報を共有した。

・当日は大豆の担い手を集めて会議を開いていた。いったん屋外へ避難して参加者の安否を確認した上で参加者を帰宅させた。津波警報が出て海岸には近づけず、外へ出ていた職員も戻ってきた。「動かない方がいい」という上層部の判断で庁舎に待機した。

・本格的な被害調査は翌日から着手。市や農協と連携し、方面ごとに班分けして被害状況の把握に努めた。農協倉庫の屋根の崩落、農家の重油タンクの倒壊といった被害が次第に判明。海岸以外はだいたい回った。

・沿岸部は津波警報が解除された3月中旬ごろから津波被災水田の土壌塩分濃度を調査。下旬から4月初旬にかけて除塩に取り組んだ。過去の知見を元に炭酸カルシウムを入れ、

代かきをする方法で除塩した。

・状況を最も詳しく把握しているのは現地のJA。市町村の担当職員とともにJAの営農センターを回った。震災直後は道路事情も悪くガソリンも不足していたので1台の車に便乗した方がいいという事情もあった。消防などの検問を通してもらう上でも、その方が便利だった。

・地震についてはあまり目立った被害はなかった。津波被災地はガレキが散乱するなどして、消防が立ち入り禁止にしているところもあったため、被害状況は推測に頼る部分も多かった。

・JAの営農指導員も一緒に被害を調査した。JAが一番気にしていたのは田植えを1カ月待たせと言われた場合、どれぐらい影響が出るか、出穂や収穫がどの程度遅れるのかといったこと。いわきの場合は断水した地域があったので、水道水も使えず、農業用水はどうしたらいいのかといった相談を受けた。津波をかぶった水田の除塩対策についてはJAからも農家からも聞かれた。

・原発事故への危機感が高まったのは3月12、13日から。3月15日に屋内退避の指示が出たと記憶。それまではよく分からなかったというのが実感（時系列では下記の通り）。

3月12日 17時39分～ 10km圏避難指示

3月12日 18時25分～ 20km圏避難指示

3月15日 11時～ 20～30km圏避難指示（相双農林も圏内）

・県が最初に農家へ向けて営農に関する情報を発信したのは平成23年3月25日の「農家の皆様へ」という文書。農作業の延期と生産記録の記帳（損害賠償に備えて）を勧告。同日付けで「農業技術情報」第1報、第2報、第3報と版を重ねた。この年は土をいじらないよう指示。30km圏外を含め南相馬市の住民はほとんど避難していたので、対象は相馬市や新地町。

・農家向けの通知は県のホームページに載るが、避難先の農家に伝える手立てがない。農家から電話で問い合わせがあれば説明した。自分自身も放射能に関する知識がなく、インターネットなどで情報を収集。本庁の詳しい人に聴き、研究機関の論文などを読んだ。土壌中のカリウム分が少ないと（作物が）セシウムを吸いやすいといった知識はそうやって得た。それを逆に本庁にも伝えた。農家とのやり取りはすべて記録した。

・自分は畜産担当だが、20km圏内の生産者は避難していたので、対象者は限られていた。車で2時間ぐらいかけて情報文書を届けに行った。農家は高齢者が多いので拡大コピーして手渡しした。対象者が少ないからできたのだと思う。川内村を中心に20軒ほど回った。

・浪江町の場合、20～30km圏の牛は当初から移動制限がかかった。殺処分の方角も出たが、

川俣町と飯舘村は後から避難地域となったため、その前に移動させようと国も一緒に取り組んだ。地域によって対応が違うことに農家は憤慨した。

・平成23年3月中旬までは原発事故に関する正確な情報がなかった。汚染の程度も分からなかった。3月20日ごろ、飯舘村でインゲンなどの野菜類の作付けを巡って農家を集めて会議をやった記憶がある。その時点では飯舘村の線量が高いという認識はなかった。作付け制限はかなり遅れて出た（4月22日）。

・原発事故直後、双葉農業普及所はいわき市に機能を移し、双葉方面からいわき市、郡山市、二本松市方面に避難した生産者の状況を聞いていた。今後どうしたいかという意向確認をした。毎日、2人組で出かけて仮設の役場に農家を集め、聴き取った。最初のころは避難先まで訪ねていくこともあった。

・意向調査は2015年9月からまたやる。相双管内では飯舘村が対象。ハウスを建てるなどして営農再開しているところは訪問。営農状況と帰村の意向を聞く。

（注 報告書を編集している2016年1月現在、意向調査は実施済みである。）

・双葉は認定農業者などに郵送して返信してもらう方式を取っている。飯舘村は営農再開した人については年1回訪問。中通り方面に避難している人には、地元普及所の職員と一緒に年1回行く。

・避難先に家を建ててしまった人が帰村するかどうかは微妙。復興事業でパイプハウスを建てれば8年間は継続しなければいけない。

・飯舘村役場でも意向調査をしており、帰村の意思がある人の一覧表を作っている。帰村希望者への支援を検討している。

・避難先で営農再開した人への指導は基本的には現地の普及指導員が行うが、年に1回は意向確認をしたい。現地の普及指導員に相談できず、こちらに連絡してくる農家もいる。その場合は現地に連絡を取って対応してもらう。農家は顔見知りでないと相談しづらいが、こちらから行くのも難しい。

・普及指導員も異動があり継続的対応には限界もあるが、帰還時に備えてつながりを維持しなければいけない。県外避難者への対応は無理。県内なら会津若松市あたりまで行ったことはある。向こうから相談に来られたこともある。

②収集した情報の共有化と伝達の方法

・職場のパソコンに共有フォルダを作って、関連情報はすべてそこに入れた。普及所内では口頭での情報交換も行った。

・自分の担当区域は原発から 20km 圏内なので誰もいない状態。被害状況は過去のデータから推計するしかない。津波被害も空撮写真から被害面積を推定。牛の飼養頭数 1 頭あたりいくら——と計算。現地調査できる状況ではなかった。

・米については津波被災地区の営農再開状況を地図に落とししている。いわき市内の J A や市役所と連携して農地の土壌を測り、放射線量マップを作成。関係機関でかわるがわる土壌サンプルを採取した。南相馬市は市としてマップを作っていたので、その情報ももらった。結果は圃場が特定されないよう地域単位（2 km メッシュ）で農家にも伝えた。

・加工用ジャガイモを作っていたが、加工業者が「遠慮したい」ということで作付けしなかった。今も続いている。

③被災した農業者の「聞き手になること」の重要性

・農家の不安は大きいですが、質問されても明確に答えられないことが多い。「うちの土は大丈夫か」とか聞かれても、個別に測定することもできない。

他の畜産農家が 1 人また 1 人と避難していく中で、残った人は不安を募らせている。話し相手になることが大切だと感じた。

・避難した人もしなかった人も不安を抱えていた。補償問題についても聞かれた。「作付け制限がかかったら（賠償が）出るのではないか」というようなことを答えた。避難者からは「いま現地はどんな状況か」と聞かれることもある。なるべく詳細な情報を提供するようになっている。

・いわき市の方では、避難者の中にも営農する人としらない人がいたが、なるべく話を聞き、答えられることには答えるよう努めた。作付けする場合はどのようなスケジュールでといった相談に応じた。震災直後は「本当に作っていいのか。作っても売れるのか」と聞かれて困った。飼料用米を推進していたので、それで行こうという話をした。認定農業者のフォローアップ調査でもいろいろな話を聞いた。

・最初は東電に対する怨嗟の声をよく聞かされた。農家も怒りのやり場がなく、普及指導員がその受け皿になった。「黙ってられない。東電の前で座り込みする」などと意気込む生産者もいた。農家の怒りを受け止めるのはつらかった。

・原発から 20km 圏内に牛を置いてきた農家に「あの牛は見捨てるというのか」と聞かれ「そうです」としか言えないのがつらかった。相手は黙って電話を切り、話し相手にもなれなかった。「牛を避難させたい」と言われ、畜産試験場に問い合わせたが「防疫上、認められない」という回答で、仕方なかった。一方、牛を避難させることができた地域もあり、差がついたことが農家の不満につながった。自分がうらまれて農家の気持ちが晴れるなら

それでいいと思った。

・聞かれて答えられないことも多いが、農家の話を聞いてあげるだけでも大事だと思った。農家は怒りのはけ口がほしいので、仕方ないと割り切った。JAの営農指導員の方が農家に近い分だけつらかったと思う。営農指導員から「(農家の疑問や不満に) どう答えたいか」と聞かれたこともある。つらいが、ある程度は聞き流してストレスを回避していた部分もある。JAなども同じ状況だったので「大変なのは自分だけではない」と思い、それが救いになった部分もある。一番大きなストレスを感じているのは農家だから、自分も耐えるしかなかった。

④被災後の営農再開（農業・農村復興）に向けた普及活動の基本的な考え方

・まずは農家の意向を知ることが一番大事だ。問題があれば、それに対応するしかない。土壌や作物の放射性物質の測定、復興事業の利用など、農家の求めるものに臨機応変に対応することが必要。原発から 20km 圏内であれば人の口に入らない資源作物や太陽光発電でもいい。農家と意見交換しながらやっていく。行政が「こうしよう」と言っても実際に動き、リスクを負うのは農家。それをバックアップする。

・避難している農家が本当に戻りたいと思っているのか、戻って農業をやりたいのか、それを踏まえて支援していくしかない。大規模にやりたい人がいるなら、その人がやりやすいように支援し提案していく。地域農業の核になる人はいる。別の職業に就いた人は戻ってくるとは考えづらい。酪農家でNPO法人を作って営農再開に備えている人、復興組合で頑張っている人もいる。そういう人が担い手になっていく。誰が担い手になるかは、ある程度把握できる。

・南相馬市では2012年から米の試験栽培（サンプルを取ったら廃棄）、13年から実証栽培（全量全袋検査で基準値以下なら出荷）になった。14年からは普通に作れるようになった。2015年は目標面積 1500ha に対して 780ha ぐらい作付けした。

・具体的な営農計画を提案するかどうかはケースバイケース。耕種の場合は地域ぐるみだが、酪農など畜産の場合は個別的な対応になる。水稲主体で基盤整備地区のような場合には「これからはこういう農業をやっていかなければいけない」という意識改革も大事。

・なるべく関係機関や農業団体と連携し、現地の人がやる気になるよう仕向けていくことが大事。地域による違いもある。(避難先から人が) 戻りそうなところと、そうでないところがある。津波で農業機械も流されてしまったようなところで「もう一度基盤整備をしよう」と言っても、誰が核になってやるのかが問題になる。

・農家の意向を確認して、やる気があるところは基盤整備をしている。核になる人に「集

落営農はどうあるべきか」を理解してもらい、一緒に進める。基盤整備をすると農地の価値も上がるので、地権者の希望は多い。しかし、それに見合った担い手が少ない。逆に、基盤整備をしないと担い手も引き受けられない。

・基盤整備自体は別の部署（農村整備部門）の仕事だが、計画段階から普及がかかわることは大事。担い手や営農計画を決めておかないといけない。震災以前は基盤整備が終わってから「さて、営農はどうする」という順序だった。震災でリセットされたので、むしろ農地集積は進めやすくなった。基盤整備と同時並行で営農をどうするか話し合わなければならない。

・（農地復旧を担う）復興組合が、そのまま担い手に成長したケースもある。普及も関係機関等と連携し、作物の選定、営農技術、除塩、輪作体系の構築などについて指導した。集落営農の必要性を理解してもらうことも普及の役割。上から言うのではなく、下から盛り上げた方がうまくいく。自主的に取り組むよう仕向ける。災害がきっかけで新しい形ができた地域もある。複数自治体にまたがる土地改良区では、以前は、基盤整備を巡って意見が対立したが、震災をきっかけにまとまり、整備が進んでいる。

・基盤整備を行っても、面工事と水利施設は同時には完了しない。工事が終わって引き渡しは受けても、すぐには作付できないという状況になる。そこでは畑作物をやるしかない。大豆などを作る自信がない場合もある。外部の研究機関の助言を受け、バイオプラスチック（生分解性プラスチック）の原料となる「ケナフ」を導入した例もある。我々もケナフは扱ったことがなかった。

・ナタネやヒマワリによるファイトレメディエーション（塩分や有害物質を植物に吸わせて土壌を浄化する）は思ったほど効果が出なかった。また、除塩や土壌のpH調整なども研究機関の協力を得て取り組んだ。

・定期的なモニタリング調査（放射性物質の吸収について）をし、その結果をどう扱うか、といった話し合いもする。南相馬市が福島大や新潟大に委託して試験をしており、その結果について関係機関が集まって協議してきた。すべてのため池の除染はできないので、水の使い方も協議事項。

⑤今まで経験したことがない放射能対策（放射性物質対策）をどのような思いで、どう進めたか

・原発事故の直後の平成23年3月に、放射性物質の検査のため野菜を集めるよう本庁から指示が出た。3月は野菜があまりない時期だが、そこからモニタリングが始まった（当初は分析業務を民間に委託していたが、7月に農業総合センターにゲルマニウム検出器が10台配備されたので、そこへ持ち込んだ）。さまざまな品目で放射性物質の量が高いことが分

かってきた。牛乳の検査をしたら高い数値が出て出荷制限がかかった。

・平成 23 年 9 月、当事務所に N A I シンチレーション検出器が配備され、それで米の全戸検査もやった。米の検査は本庁からの指示に基づいてやった。畜産は自主的にやった。

・土の検査もやったが、迅速性が求められたため、いわき市なら北部、中部、南部など大きな地域単位となった。いわき市北部の一部は 30km 圏内なので対象外だった。測定に訪れた農業総合センターの人を現場に案内した。

・米は平成 23 年度、サンプル検査だったが、平成 24 年度から全量全袋検査に移行した。結果は県の「ふくしまの恵み安全対策協議会」のホームページで詳しく公表している。野菜も過去の記録はすべて県のホームページに掲載されている。畜産の草地は 5 ha 単位で検査をしているが、それ以外に酪農団体が 1 ha 単位で自主検査している。

・平成 23 年 4 月からは、野菜（非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科果蕾類、カブ）の出荷制限を解除するための取り組みを行った。相馬市、南相馬市（20km 圏外）、新地町に制限解除を勧めるための圃場を設け、3 回続けて基準値超過がなかったのが 6 月ごろには解除できた。栽培はできるようになったが、放射性物質の付着に気を付けるよう農家に指導した。原発事故当時に屋外にあった資材は使わないよう注意した。納屋に入っている（風で）吹き込んで汚染されるケースがある。そういうものはビニールに梱包するなどして隔離するよう指導した。普及でチェックシートも作った。不織布やトンネル用のビニールなど資材から作物に放射性物質が付着して高い数値が出た事例が実際にあった。

・乾燥機からの汚染もあった。屋内にあっても風が吹き込んで汚染されたい。交差汚染を防ぐため、乾燥機を掃除した上で最初に通した米の 60kg 分は南相馬市が買い取って回収。カントリーエレベーターやライスセンターも今年、原町区で再稼働するが、4 シーズン使っていないので、まず内部を修理した上で交差汚染対策の調査を国がやって、問題がなければ稼働 OK になる。個別農家への指導は南相馬市などと連携して行っている。

・畜産関係では稲わら、たい肥、敷料をチェック。敷料が原因で牛肉から暫定規制値を上回るケースがあり、隔離するよう各市町村を通じて農家へ連絡した。しかし、農家もどこに置いていたか忘れていることが多いので（普及指導員が）回って確認した。

・平成 23 年、園芸では廃プラスチックが捨てられなくなった。置き場所に困った農家から相談を受けた。燃やすと放射性物質が濃縮されるので業者も引き取らない。8000 ベクレル以下なら OK（8000 ベクレルを超えると指定廃棄物として分別処理しなければならない）。解決までには時間を要した。

・米、小麦、大豆、ソバなど畑作物についてはカリ肥料を増やすなど吸収抑制対策をしてから作付するよう指導している。野菜も同じだが、畑はもともとカリ分が多い。作る場所

も気を付けるように言っている。初めて作付する場所や杉の木の下などは気を付けてもらう。枯葉が多いところは放射性物質が蓄積されやすいから避けるように指導する。ビニールハウスの間などにもたまりやすい。野菜の場合は上から吸うより上から降ってきたものが多かった。だから、今はほとんど出ない。

・普及としては放射能汚染対策にかなり寄与できたと思う。現場で農家と直接やり取りしている我々だからできたこと。JAの営農指導員もいるが、彼らは賠償問題などで忙しい。指導内容は農協が主催する栽培講習会などでも周知を図った。講師として招かれ、資料も配布した。JAの広報誌に吸収抑制対策の記事を載せる際、その監修を求められたこともある。

・他作物では、放射性セシウムを抑制するためにカリウム成分を施用する対策がとられたが、畜産の場合、放射性セシウム抑制対策として草地に塩化カリを入れすぎると牛の健康に悪影響があり、死んでしまうこともある。塩カリを配られても、ただ入れればよいというものではない。そもそも草地はたい肥が入っていてカリウム成分がもともと高いほ場が多い。「とにかくカリウムを入れればよい」という誤解を解き適正に投入することが必要。

⑥風評被害対策の実態とその払拭に向けた普及活動の基本的な考え方

・普及機関としてできる風評被害対策は限られる。基本は吸収抑制対策とモニタリング検査、米は全量全袋検査。その結果を包み隠さず公表し、何かあったら原因を究明するしかない。風評被害対策は、長期戦。ひとたび何か問題（基準値超過など）が出てしまうと風評被害が再燃するので、継続した取組が重要。

・以前は、作物のサンプリングは我々が県のモニタリングとしてやっていたが、今は農家が近くの直売所などに持ち込んで検査を受ける仕組み（自主検査）もできた。その記録簿のチェックは我々の仕事。直接的にかかわっているのは生産対策の部分。後は出荷制限解除へ向けた取組。結果の分析や公表は別の部署が担当している。

・避難指示解除準備区域内で実証圃を作っている。避難指示が解除され住民が戻ったら、すぐに営農を再開できるように準備している。実証圃では、鳥獣被害を受けやすいので、鳥獣害を防ぐため電気柵が必要。我々が設計して農家にやってもらったり、農家がないところは我々自身で実証圃を設けている。これも我々しかできない仕事。

⑦普及活動に対する他県等からの支援（連携を含む）の必要性と支援を受けるときの対応法

・応援という位置づけではないが、東京農大の研究者が来て塩害や放射能などの対策に当

たった。ゼオライトの投入でカリの溶脱を防ぐ技術を農家に指導。相馬市のマスタープラン作りでも連携して取り組んだ。

- ・人的支援の必要性は感じなかった。他は他で問題を抱えていたから、自分たちで何とかしようと思った。

- ・（震災直後は、職員自身も被災者となったため、）避難指示区域（双葉など）の職員には他地域で勤務せよとの辞令が出て「兼務地勤務」になった。配属先に着任できず、避難先で勤務していたケースもある。

- ・モニタリング調査の人員を人材派遣会社から派遣してもらったケースもある。

⑧大災害という異常時の普及活動で生じるストレスの内容とその対処法

- ・一番ストレスを抱えていたのは農家。避難先から戻って農業を再開しても大丈夫なのか、売れるのか、十分な賠償を受けられるのか、といったさまざまな不安を抱えている。津波で家族を亡くし、農業も縮小しないと再開できないという人もいる。

- ・米価下落が営農意欲を奪っている面もある。「これからは自分の家で食べる分だけでいい」と規模を縮小する農家もいる。その分を引き受ける担い手が十分にいない。基盤整備の済んだ条件のいい水田ばかりではなく、小区画や水利の悪いところなどもあるので、担い手も受けきれない。

- ・避難した子供や孫が戻って来ないことの影響もあるが、高齢者は4シーズンも営農を休んでいる間に営農意欲を失うケースが多い。3年ぐらいが限度と思われる。子供が継いでくれる見込みもないので、農業機械を更新する決断がつかない。「農業をやめる」という人に営農を続けるよう説得するかどうかはケースバイケースだが、いずれにせよ強くは言えない。

- ・農家にどう助言するかが普及員自身のストレスになっている。13年産の米から基準値を超える放射性物質が出たが、ああいうことが起きるとまた逆戻りになるという緊張感もある。13年産米については、いまだに汚染経路が分からない。農家からいろいろ言われるが、原因が分からないから、いまだにくすぶっている。あの問題がなければ今年の作付けももっと増えていたはず。

- ・明らかにストレスから体調を崩すなどした普及員はいなかった。知らず知らずのうちに（ストレスに）慣れてしまったのかも知れない。本来、作物のモニタリングという作業もなかったので仕事はかなり増えたが、徐々に慣れてきた面はあると思う。

- ・県によっては単純に作物指導の人と担い手育成で分けているところもあるが、自分達は

基盤整備にも動きがあればかかわった。普通なら集落営農の話し合いに顔を出す程度。中山間地では、担い手に頼むためにも基盤整備をしなければいけないという話になる。今も何地区かで基盤整備を進めているが、やはり担い手確保が課題になっている。

・普及の対象となる農家が大規模化していくという変化もある。野菜でも担い手が法人化して規模を広げていく動きが加速している。以前から大規模農家はいたが、急速に規模拡大が進むので栽培技術などの習得がついていかない。

・集落営農の中心になるような担い手は、土地利用型農業でもさほど多くはなかった。今後は普及指導員ももっと大規模な担い手や組織を相手にしていく必要があり、勉強しなければいけない。集落営農組織も含め、大きな経営体を作らせるだけでなく継続的に支えていく努力が必要。農家というより「経営者」を相手にしなければならなくなってきた。

⑨今、被災直後の状況を振り返ってみて、震災後4年半を経過した現状に対する率直な感想。また、今後の災害時の教訓として普及指導員に伝えておきたいこと

・関係機関との連携態勢も走りながら作ってきたが、平時から大災害に対応できる体制をとっておくことが大事だと感じた。日常的活動を通じて農家との連携を密にし、関係機関との意思疎通も深めておくことも必要。普及にコーディネート機能が求められる。

・大きな災害体験を通じ、多少のことでは動じなくなった。ある意味、感覚がマヒしてしまっただけなのかも知れない。自分の中の「引き出し」が増えたと思う。被災した農家に営農意欲を取り戻してもらうのはなかなか難しい。避難した人々は「どうしたらいいか」と悩んでいる。何かあった時に「あの人に聞いてみよう」と思ってもらえる関係を築いておくことが大切。

・農家は未経験の状況に直面して不安になっているので、まずは話を聞き、一緒に考えてあげることが大事。特に、原発事故は放射能という見えない敵が相手なので不安感が強い。放射性物質の測定などを通じ、できる限りその心配を取り除いてあげることが大事。農家の意向を聞いた上で、周囲の関係者と連携しながら何ができるのか考える必要がある。

・やはり臨機応変の対応が大事。災害や事故の状況、農家の意向に合わせて柔軟に対応すべきだ。平時のやり方は通用しないので、自分自身が変わらなければならない。常に「今、何をしなければならないのか」を考えて行動することが重要。基盤整備一つとっても、以前は整備してから営農のことを考えればよかったが、それでは間に合わない。並行してやらなければいけない。

・放射能対策や基盤整備地区での担い手への農地集積、営農再開支援等については、普及のように柔軟な組織でなければ対応できないと考える。ただし、原発事故、震災直後は、

経験年数の長い普及指導員が多かったので対応できたが、最近では、経験年数の少ない若い普及指導員の割合が増えており、若手の負担は大きいと思うので、ベテランが上手に若手を支援する必要があると考える。